



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………(税務課) …… 5
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) …… 7
- 大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例……………(自治振興課) …… 7
- 大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………() …… 8

規則

- 大和高田市児童医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則……………(保険医療課) …… 8
- 大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健康増進課) …… 9
- 市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報
の保護に関する規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) …… 9
- 大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則の一部を改正する規則……………(社会福祉課) ……10
- 大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健康増進課) ……10

訓令

- 病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………(市立病院医事課) ……11
- 病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………() ……11

告示

- 大和高田市手話通訳事業実施要綱の全部を改正する告示……………(社会福祉課) ……11
- 大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱の一部を改正する告示……………(企画整備課) ……22
- 奈良県広域消防組合の設立に伴う関係要綱の整理に関する告示……………(自治振興課) ……25
- 5月市議会臨時会の招集……………(財政課) ……26
- 公示送達……………(収納対策室) ……26
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……26
- 違反広告物の保管……………(都市計画課) ……26
- 公示送達……………(収納対策室) ……27
- 公示送達……………() ……27
- 平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の専決処分要領の公表……………(財政課) ……27
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……29

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……30
- 大和高田市立浮孔幼稚園園舎改築工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(契約監理室) ……30
- 大和高田市立高田西保育所耐震改修工事に関する条件付き一般競争入

札公告	(契約監理室)	32
○大和高田市文化会館総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入札公告		
札公告	(〃)	34
○給配水管漏水調査委託業務に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	36
○学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(浮孔西小学校)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	39
○学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(片塩小学校・土庫小学校・菅原小学校)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	41
○学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(片塩中学校)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	43
○学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(高田中学校)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	46
○大和高田・当麻線基本設計に伴う測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	48
○春日町1丁目地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	50
○市場地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	53
教育委員会		
○教育委員会5月定例委員会の招集	(教育総務課)	55
選挙管理委員会		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	55
○選挙管理委員会の招集	(〃)	55
○選挙人名簿等に登録した者の氏名等を記載した書面等の縦覧	(〃)	56
○選挙権を有するものの総数	(〃)	56
○農業委員会委員一般選挙の立候補届出の受理等	(〃)	56
農業委員会		
○農業委員会6月定例委員会の招集	(農業委員会)	57
公営企業		
○大和高田市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程	(水道総務課)	57
○指定給水装置工事事業者の廃止の届出	(〃)	58
○指定給水装置工事事業者の指定	(〃)	58

公布された条例のあらまし

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

第1条 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、平成7年兵庫県南部地震に係る雑損控除額等の特例の規定を、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除します。(附則第6条から第6条の3まで関係)
- ② 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長します。(附則第8条第1項関係)
- ③ 地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み(通称：わがまち特例)が導入され、固定資産税の課税標準の特例措置について地方自治体が課税標準の軽減の程度を地方税法で定める上限及び下限の範囲内において決定できるようになったことに伴い、当該課税標準の特例措置に係る割合を下記のとおり条例で規定することとします。(附則第10条の2の第1項から第3項まで関係)

特例対象	改正前	改正後	条例
汚水又は廃液処理施設	1/3	わがまち特例を導入 1/3を参酌して1/6以上1/2以下で市町村の条例で定める割合	1/3
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2	わがまち特例を導入 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合	1/2
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	1/2	わがまち特例を導入 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合	1/2

- ④ 新たに特例措置が創設されたことに伴い、わがまち特例を導入(附則第10条の2第6項及び第7項関係)

特例対象	特例率	条例
浸水防止用設備	わがまち特例を導入 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合	2/3
ノンフロン業務用冷凍・冷蔵機器	わがまち特例を導入 3/4を参酌して2/3以上5/6以下で市町村の条例で定める割合	3/4

- ⑤ 耐震改修が行われた既存の要安全確認計画記載建築物等に該当する家屋(不特定多数の者が利用する大規模建築物等)について、固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、減額対象家屋の納税義務者は、条例の定めるところにより、耐震改修完了後3月以内に申告するものとします。(附則第10条の3第10項関係)
- ⑥ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長します。(附則第17条の2第1項及び第2項関係)
- ⑦ 一般社団法人又は一般財団法人に移行した旧民法第34条法人が設置する施設で、移行

の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の廃止に伴う規定の整備を行います。(附則第18条の14関係)

- ⑧ その他所要の規定の整備を行います。

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正

- ① 地方税法の条項ずれに伴う規定の整備を行います。

3 施行期日 平成26年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るため、保険税軽減基準額を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- ① 引用規定の整備を行います。(第18条関係)

- ② 5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るため、保険税軽減基準額の引き上げを行います。(第21条関係)

3 施行期日 平成26年4月1日

◇大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

奈良県広域消防組合の設立に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- ① 「中和広域消防組合」を「奈良県広域消防組合」に改めます。(第3条及び第4条関係)

3 施行期日 平成26年4月1日

◇大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市消防団員に支給する退職報償金の額の引き上げを行うものです。

2 改正の内容

- ① 退職補償金の支給額を次のとおり引き上げます。

※下段は、現行の支給額

(単位：千円)

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
	189	294	409	544	729	929
副団長	229	329	429	534	709	909
	179	279	379	484	659	859
分団長	219	318	413	513	659	849
	169	268	363	463	609	799
副分団長	214	303	388	478	624	809
	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
	154	233	308	388	514	684
団員	200	264	334	409	519	689
	144	214	284	359	469	639

3 施行期日 公布の日

条 例

条例第7号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第1項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第18条の14第1項を次のように改める。

第53条の2の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第53条の2中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第18条の14第2項を削る。

附則第18条の14の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第28条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項若しくは第35項」に改める。

（大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第18条の13の改正規定の次に次のように加える。

附則第18条の14の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「（附則第18条の12第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産

税について適用する。

- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第8号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第24条の37」を「第24条の36」に改める。

第21条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第9号

大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例

大和高田市防災会議条例(昭和38年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第8号及び第4条第2項中「中和広域消防組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条例第10号

大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年5月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（以下「新条例」という。）による改正後の大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の大和高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

規 則

規則第9号

大和高田市児童医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市児童医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市児童医療費助成条例施行規則（平成24年規則第13号）の一部を次のように改正する。
第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- （3） 申請者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた児童の入院療養に係る医療費については、前々年の所得）について市町村長（特別区の区長を含む。）の発行する証明書

第4条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により請求書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等に

よって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市児童医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた入院療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた入院療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

規則第11号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則(平成17年規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表骨粗しょう症検診の部を削り、同表胃がん検診の部中「800円」を「1,000円」に改め、同表肺がん検診の部喀痰検査の項中「400円」を「500円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則第13号

市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(市長が保有する公文書の開示に関する規則の一部改正)

第1条 市長が保有する公文書の開示に関する規則(平成11年規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「

乾式複写機(白黒)により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき10円(両面複写した場合は、1枚につき20円)
---	------------------------------

」を

「

乾式複写機(白黒)により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき10円(両面複写した場合は、1枚につき20円)
---	------------------------------

乾式複写機(カラー)により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき50円(両面複写した場合は、1枚につき100円)
--	-------------------------------

」に改める。

(市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成13年規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「

乾式複写機(白黒)により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき10円(両面複写した場合は、1枚につき20円)
---	------------------------------

」を

「

乾式複写機(白黒)により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき10円(両面複写した場合は、1枚につき20円)
乾式複写機(カラー)により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき50円(両面複写した場合は、1枚につき100円)

」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則第19号

大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市ふれあい交通広場条例施行規則(平成12年規則第72号)の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉部」を「市民部」に改める。

様式第2号中「災害」を「暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象」に改め、「事故」の次に「等」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則第22号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則(平成17年規則第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

訓 令

訓令第4号

病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
病院情報システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱(平成24年訓令第2号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第5号

病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱(平成23年訓令第5号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第35号

大和高田市手話通訳事業実施要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市手話通訳事業実施要綱
大和高田市手話通訳事業実施要綱(平成15年告示第19号)の全部を改正する。
大和高田市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等(以下「聴覚障害者等」という。)とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者(地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別記6の4(2)アに規定する手話通訳者又は同イに規定する要約筆記者。以下「意思疎通支援者」という。)を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 前条の目的を達成するため、大和高田市意思疎通支援事業(以下「事業」という。)として、次に掲げる業務を実施する。

(1) 意思疎通支援者の登録に関する業務

- (2) 意思疎通支援者の派遣に関する業務
- (3) 専任意思疎通支援者の設置に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務
(市の責務)

第3条 市長は、この事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。
(事業の委託及び監督等)

第4条 市長は、第2条に規定する業務の全部又は一部を市長が適当と認めた法人(以下「受託者」という。)に委託することができる。

2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録等)

第5条 手話通訳者であって意思疎通支援者としての登録を希望するものは、意思疎通支援者登録申請書(様式第1号)に次に掲げるいずれかの資格を証する書類を添え、市長に提出するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者

(2) 奈良県手話通訳者登録試験の合格者

(3) 前2号で規定するものと同等と認められる者

2 要約筆記者であって意思疎通支援者としての登録を希望するものは、意思疎通支援者登録申請書に次に掲げるいずれかの資格を証する書類を添え、市長に提出するものとする。

(1) 奈良県要約筆記者登録試験の合格者

(2) 前号で規定するものと同等と認められる者

3 市長は、前2項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を意思疎通支援者登録決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により意思疎通支援者として決定したときは、意思疎通支援者登録簿(様式第3号)に登録するものとする。

5 市長は、前項の意思疎通支援者登録簿に登録された者(以下「登録意思疎通支援者」という。)から登録を辞退する申出があったときは、その者を登録から削除するものとする。

6 市長は、登録意思疎通支援者がこの告示に違反したときその他登録意思疎通支援者として適当でないと認めたときは、その者を登録から削除するものとする。

(専任意思疎通支援者の設置)

第6条 市長は、聴覚障害者等の生活を総合的に支援するため、手話通訳又は要約筆記の技術等を習得している者を専任意思疎通支援者として設置する。

(専任意思疎通支援者の職務)

第7条 専任意思疎通支援者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 聴覚障害者等の自立、社会経済活動への参加等に関する相談

(2) 手話通訳及び要約筆記の普及を目指した啓発活動

(3) 意思疎通支援者への指導及び助言

(4) 意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整

(5) 社会福祉関係団体との連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職務

(意思疎通支援者証及び専任意思疎通支援者証)

第8条 市長は、登録意思疎通支援者に対して意思疎通支援者証(様式第4号)を、専任意思疎通支援者に対して専任意思疎通支援者証(様式第5号)を交付するものとする。

2 意思疎通支援者証及び専任意思疎通支援者証(以下「支援者証」という。)の有効期間は、発行の日から3年間とする。ただし、年度の途中で発行されたものの有効期間は、3年を超えない年度の末日までとする。

3 意思疎通支援者及び専任意思疎通支援者(以下「意思疎通支援者等」という。)は、支援者証を職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 意思疎通支援者等は、支援者証を紛失等したときは、速やかに支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに意思疎通支援者登録事項変更届(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

6 意思疎通支援者等は、退職したとき、又は登録から削除されたときは、直ちに支援者証を返還しなければならない。

(意思疎通支援者等の責務)

第9条 意思疎通支援者等は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

(2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者等を辞した後にも適用する。

(派遣の対象者等)

第10条 意思疎通支援者等の派遣の対象となる者は、市内に居住する聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、他の市町村長等から意思疎通支援者等の派遣の依頼があるときは、当該市町村の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者等を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、市内において、緊急に意思疎通支援者等の派遣を必要とする市外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者等を派遣することができるものとする。

(派遣の内容等)

第11条 意思疎通支援者等の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次に該当する場合は除くものとする。

(1) 通勤、通学等の継続的な場合

(2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動に係る場合

(3) 社会通念上派遣することが好ましくないと認める場合

(派遣の区域及び時間)

第12条 意思疎通支援者等の派遣の対象となる区域は、奈良県内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者等を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者等を奈良県外に派遣することができるものとする。ただし、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者等を派遣することができないときは、他市町村等の手話通訳者又は要約筆記者に派遣を依頼することができる。

3 前項の規定により、他市町村等の手話通訳者又は要約筆記者に派遣を依頼した場合においては、市長は、当該派遣に係る費用を負担するものとする。

4 意思疎通支援者等の派遣の対象となる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(派遣の申請)

第13条 意思疎通支援者等の派遣を申請することのできるもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 聴覚障害者等(市内に居住する者に限る。以下この項において同じ。)及びその者の家族

等

(2) 聴覚障害者等で構成する団体

(3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体

(4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、意思疎通支援者等の派遣を希望する日の7日前までに、意思疎通支援者等派遣申請書(様式第8号。以下「派遣申請書」という。)により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定及び通知)

第14条 市長は、前条第2項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者等の派遣を決定したときは意思疎通支援者等派遣決定通知書(様式第9号)により、申請を却下したときは意思疎通支援者等派遣却下通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、派遣が可能な意思疎通支援者等を選考の上、手話通訳・要約筆記依頼書(様式第11号)により、意思疎通支援者等に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第15条 意思疎通支援者等の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者等に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第16条 市長は、この告示に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者等の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者等の派遣を停止し、又は意思疎通支援者等の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(活動報告)

第17条 意思疎通支援者等は、意思疎通支援者等派遣業務が終了するたびに、速やかに意思疎通支援者等派遣業務報告書(兼報酬請求書)(様式第12号。以下「業務報告書」という。)を作成し、市長に提出するものとする。

(派遣の報酬等)

第18条 市長は、業務報告書により適正に意思疎通支援者等派遣業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

(意思疎通支援者等の技術及び知識の向上)

第19条 市長は、意思疎通支援者等の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第20条 市長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者等の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者等の頸肩腕障害に関する健康診断を実施するものとする。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第18条関係）

自宅を出発した時間から自宅へ帰着した時間までを基準時間とし、交通費を含む。	市内	1時間当たり1,000円
	市外	1時間当たり1,200円

様式第1号（第5条関係）

意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

FAX番号

（又はE-mail）

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第5条の規定により、意思疎通支援者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
業 務 内 容	手話通訳者 ・ 要約筆記者（手書き ・ パソコン）		
通訳活動ができる曜日及び時間帯			
（都道府県）登録の有無	有（都道府県登録番号等）		無
手話通訳者・要約筆記者の資格			
経 験 年 数	手話又は要約筆記を学び始めてから 年 月		
通訳経験の内容			
通訳の得意分野			
備 考			

様式第2号（第5条関係）

意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった手話通訳者・要約筆記者の登録について、下記のとおり（登録した・登録できませんでした）ので通知します。

記

- 1 大和高田市意思疎通支援者として認定します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者
- 2 大和高田市意思疎通支援者の認定について却下します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者
 (却下の理由)

様式第3号(第5条関係)

意思疎通支援者登録簿

ふりがな		性 別	男・女
氏名			
住所			
生年月日	年 月 日		
電話番号			
FAX番号 (又はE-mail)			
登録日・登録番号	年 月 日 第 号		
業務内容	手話通訳者・要約筆記者(手書き・パソコン)		
手話通訳者・要約筆記者の資格			
意思疎通支援者証交付日	年 月 日 (有効期限)		年 月 日
意思疎通支援者証更新日	年 月 日 (有効期限)		年 月 日
意思疎通支援者証更新日	年 月 日 (有効期限)		年 月 日
意思疎通支援者証更新日	年 月 日 (有効期限)		年 月 日
意思疎通支援者証更新日	年 月 日 (有効期限)		年 月 日
活動可能日			
備考			

様式第4号(第8条関係)

(表)

--

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">契 印</div>	第 号 年 月 日	
<p>次の者は、大和高田市の意思疎通支援者であることを証明する。</p> <p>氏 名 氏 名 住 所</p>		
生年月日	年 月 日 発行者 (住所) (代表者名) 有効期限	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;">写 真</div>
	年 月 日 印	

(裏)

<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。 2 この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 3 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。 4 この証は、退職したとき又は登録から削除されたときは、直ちに返還しなければならない。

様式第5号(第8条関係)

(表)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">契 印</div>	第 号 年 月 日	
<p>次の者は、大和高田市の専任意思疎通支援者であることを証明する。</p> <p>氏 名 住 所</p>		
生年月日	年 月 日 発行者 (住所) (代表者名) 有効期限	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;">写 真</div>
	年 月 日 印	

(裏)

注 意

- 1 この証は、職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 4 この証は、退職したとき又は登録から削除されたときは、直ちに返還しなければならない。

様式第6号(第8条関係)

支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

先に交付された支援者証について、紛失等したので大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、支援者証の再交付を申請します。

紛失等の別	紛失・盗難・毀損
発生日時	年 月 日 時 分
発生時の状況	
備 考	

様式第7号(第8条関係)

意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届け出ます。

記

変更理由		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後

様式第8号(第13条関係)

意思疎通支援者等派遣申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名

(団体の場合、団体名及び代表者名)

FAX番号

電話番号

大和高田市意思疎通支援事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)等の派遣を申請します。

日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
場 所	
内 容	
待ち合わせ時刻	時 分
待ち合わせ場所	
備 考	

※ 大会、会議等への派遣申請の場合は、資料があれば添付してください。

様式第9号(第14条関係)

意思疎通支援者等派遣決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)等の派遣について、下記のとおり派遣します。

記

派遣日時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
派遣場所		
派遣内容		
待ち合わせ場所		
待ち合わせ時刻	時 分	
備考		

様式第10号(第14条関係)

意思疎通支援者等派遣却下通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣については、次の理由により派遣できませんので、通知します。

意思疎通支援者を派遣できない理由	
------------------	--

なお、この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 を被告として(訴訟において を代表する者) となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することがで

きます。

様式第11号(第14条関係)

手話通訳・要約筆記依頼書

年 月 日

様

印

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

申請者	
派遣日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
派遣場所	
派遣内容	
待ち合わせ場所	
待ち合わせ時刻	時 分
備考	

様式第12号(第17条関係)

意思疎通支援者等派遣業務報告書(兼報酬請求書)

年 月 日

殿

意思疎通支援者等氏名

印

次のとおり報告し、報酬を請求します。

申請者	
活動日時・時間数	(出発日時) 年 月 日 時 分 (帰着日時) 年 月 日 時 分 [時間数: 時間 分]
活動場所	
内容	
報告感想	

連絡事項

告示第36号

大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱(平成17年告示第161号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改め、「(以下「規則」という。)」を削る。

第4条中「定める書類を添付して、」を「掲げる書類を添付して」に改め、同条第3号中「(以下「規則」という。)」の次に「のうち、収益事業を行っていないもの」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては事業証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書

第5条第3号中「が必要」を「が適当」に改める。

第8条中「、必要」を「必要」に、「配送」を「、配送」に改める。

第9条中「、納入通知書」を「納入通知書」に改める。

第11条中「100分の7」を「100分の7.2」に改める。

第17条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「様式第3号)を市長に提出し」を「様式第5号)により市長に届け出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出をした取扱店は、指定ごみ袋等取扱店決定通知書を市長に返還しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(指定の変更等)

第14条 取扱店は、第4条の規定により申請し、指定を受けた事項に変更があつたときは、指定ごみ袋等取扱店変更申請書(様式第3号)に変更事項を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出の内容を承認したときは、指定ごみ袋等取扱店変更承認通知書(様式第4号)により取扱店に通知するものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

指定ごみ袋等取扱店申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

指定ごみ袋等取扱店の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

(フリガナ) 店舗又は事務所名	
所在地	
業種	
担当者	
電話	
F A X	
取扱日時 (営業日、営業時間等)	

【添付書類】

店舗又は事務所等の位置図

店舗又は事務所等の平面図

納税証明書又は非課税証明書

商業登記簿謄本(法人の場合)、事業証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書(個人の場合)

活動を証する書類(民間非営利組織の場合)

その他市長が必要と認める書類

様式第2号中「住所

氏名(名称又は代表者) 様

取扱店番号 ○○○-○○○○○」を

「住所(所在地)

氏名(名称及び代表者) 様

取扱店番号

」に、「下記のとおり、大和高田市指定ごみ袋

及び粗大ごみ処理券」を「指定ごみ袋等」に、「通知します」を「、下記のとおり通知します」に、

「

所在地	
担当者	

」を

「

所在地	
-----	--

」に、

「、必要」を「必要」に、「30日」を「30日」に、「保有する指定ごみ」を「保有する指定ごみ袋」に、「返却」を「返還」に、「、市長」を「市長」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第14条関係)

指定ごみ袋等取扱店変更申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

取扱店 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

指定ごみ袋等取扱店申請書の記載事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		

【添付書類】

変更事項を証する書類

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号(第14条関係)

指定ごみ袋等取扱店変更承認通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者) 様

取扱店番号

年 月 日付で申請のあった指定ごみ袋等取扱店変更事項について承認したので、
下記のとおり通知します。

記

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後

様式第5号(第15条関係)

指定ごみ袋等取扱店廃止届出書

年 月 日

取扱店 住 所

氏名 印
 [法人にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名]
 電話番号

指定ごみ袋等取扱店を廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

取扱店番号	
店舗又は事務所名	
所在地	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱様式第1号の規定によりなされた申請及び様式第3号の規定によりなされた届出は、改正後の大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱様式第1号の規定によりなされた申請及び様式第3号の規定によりなされた届出とみなす。

告示第48号

奈良県広域消防組合の設立に伴う関係要綱の整理に関する告示を次のように定める。

平成26年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

奈良県広域消防組合の設立に伴う関係要綱の整理に関する告示

(大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市虐待防止ネットワーク(平成17年告示第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「中和広域消防組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

(大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部改正)

第2条 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱(平成25年告示第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「中和広域消防組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

(大和高田市開発指導要綱の一部改正)

第3条 大和高田市開発指導要綱(平成14年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第16条中「中和広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程(平成23年8月10日中和広域消防組合消防長訓令甲第8号)」を「奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程(平成26年4月1日奈良県広域消防組合消防長訓令甲第19号)」に改める。

(大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱の一部改正)

第4条 大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱(平成24年告示第101号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び様式第1号中「中和広域消防組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

告示第59号

平成26年5月12日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。
平成26年5月2日

大和高田市長 吉田誠克

告示第60号

平成25年度国民健康保険税第7期及び第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年5月9日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年2月17日、平成26年3月17日
 - 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み
- (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第63号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成26年5月15日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
- 2 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
- 3 処分年月日
平成26年9月3日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成26年2月3日、同月4日、同月12日、同月18日、同月19日、同月23日、同月27日

告示第64号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成26年5月19日

大和高田市長 吉田誠克

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所

1	日本共産党	はり札	15	市内	5/15	5/15	市役所西 駐車場
2	幸福実現党	はり札	1	市内	5/15	5/15	市役所西 駐車場
3	ダイワ不動産販売株式会社	はり札	6	市内	5/15	5/15	市役所西 駐車場
4	綿松ハウジング	はり札	2	市内	5/15	5/15	市役所西 駐車場
5	朝日ホーム	はり札	2	市内	5/15	5/15	市役所西 駐車場
6	日本共産党	立看板	3	市内	5/15	5/15	市役所西 駐車場
7	豊富住建株式会社	立看板	2	市内	5/15	5/15	市役所西 駐車場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第65号

差押調書(謄本)を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年5月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年4月30日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第66号

平成25年度個人住民税の滞納処分通知書の送達を試みましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年5月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年5月23日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成26年5月30日付で専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成26年5月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 2 平成26年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)専決処分

平成26年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ290,491千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		28,500	261,991	290,491
	2. 雑入	28,499	261,991	290,490
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		28,500	261,991	290,491

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	261,991	261,991
	1. 繰上充用金	0	261,991	261,991
補正されなかった科目に係る額		28,500	0	28,500
歳出合計		28,500	261,991	290,491

平成26年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)専決処分

平成26年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341,478千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		43,198	298,278	341,476
	1. 使用料	43,198	298,278	341,476
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		43,200	298,278	341,478

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	298,278	298,278
	1. 繰上充用金	0	298,278	298,278
補正されなかった科目に係る額		43,200	0	43,200
歳出合計		43,200	298,278	341,478

告示第68号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成26年5月8日、同月13日、同月14日、同月19日、同月22日、同月25日、同月28日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

平成26年12月2日

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第41号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年5月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第42号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立浮孔幼稚園園舎改築工事
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月20日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成25年度大和高田市格付け等級がAであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を上記（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式</p>

	<p>によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年5月28日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成26年5月22日(木)から平成26年5月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年6月2日(月)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成26年6月6日(金) 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成26年6月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年6月13日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥53,210,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第43号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立高田西保育所耐震改修工事
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年10月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成25年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を上記(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年5月28日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成26年5月22日(木)から平成26年5月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年6月4日(水)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成26年6月6日(金) 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年6月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である</p>

への記載	かを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年6月13日（金）午前9時15分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥30,030,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第44号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田市文化会館総合管理等業務委託
2 業務場所	大和高田市文化会館
3 履行期間	平成26年7月1日から平成29年6月30日まで
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 (3) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

	<p>(4) 平成26・27・28年度本市競争入札参加資格者名簿(建物管理等業務)に種目「警備」又は「建物管理」で登録していること。</p> <p>(5) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に規定する公安委員会の認定を受けている者であること。</p> <p>(8) 建築物環境衛生管理技術者の国家資格を有する者を、常勤職員から選任配置することができる者であること。</p> <p>(9) 警備業法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者(業務の区分1号業務)を、常勤職員から配置することができる者であること。</p> <p>※(8)と(9)とを兼任することはできません。</p> <p>(10) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア 5の(3)に係る暴力団排除に関する誓約書(本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。)</p> <p>イ 5の(6)については登録証明証の写しを、(7)については警備業認定証の写しを、提出してください。</p> <p>ウ 5の(8)については配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写しを、(9)については配置予定者の警備業務区分1号業務の警備員指導教育責任者資格者証の写しを、配置予定者が常勤職員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し)を各々添付して提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年6月2日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月3日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>

8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年5月22日(木)から平成26年6月2日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p> <p>(5) 特記仕様書及び設計書の返却 特記仕様書及び設計書は、入札執行までに返却願います。</p>
9 設備詳細仕様書の貸出し	<p>設備詳細仕様書の貸出しを行います。設備詳細仕様書の貸出しを希望者に対し、1日以内に限り行います。また、貸出しには、事前に予約が必要となります。</p>
10 入札説明書(仕様書)及び設備詳細仕様書についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)及び設備詳細仕様書についての質疑は、本市ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年6月5日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答方法及び期限 回答はFAXにより随時行うものとし、原則質問者に対してのみ行います。期限は平成26年6月6日(金)午後5時まで</p>
11 入開札の日時等	<p>入開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年6月13日(金)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>設定しません。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第45号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	給配水管漏水調査委託業務
2 履行場所	市内全域
3 履行期間	契約締結日から平成26年10月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 (3) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (4) 平成26年度本市競争入札参加資格者名簿の漏水調査業務に登録していること。 (5) 過去5年度(平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)に市町村(特別区を含む。)の上水道事業の給配水管漏水調査業務を元請けで1件あたりの受託金額が1千万円以上の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(3)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(5)の要件を満たすことを証する当該業務の契約書の写しを提出してください。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成26年6月2日(月) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、FAXにより次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年6月6日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答方法及び期日 回答は、質問者にもみFAXにより随時行うものとし、平成26年6月6日(金)午後5時までに完了するものとする。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年6月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年6月13日(金)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>設定しません。</p>
18 開札結果等の公表	<p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>

19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>
--------	---

公告第46号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(浮孔西小学校)
2 業務対象場所	大和高田市曾大根1丁目地内
3 業務期間	(耐震補強計画) 契約締結の日から平成26年12月26日(金)まで (耐震実施設計) 契約締結の日から平成27年3月27日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(10) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p>

	<p>(2) 必要書類として、5(10)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月2日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年6月11日(水)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年6月13日(金)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年6月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年6月20日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧</p>

	に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥8,490,000円(消費税抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第47号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(片塩小学校・土庫小学校・菅原小学校)
2 業務対象場所	大和高田市旭北町・土庫3丁目・大字根成柿地内
3 業務期間	(耐震補強計画) 契約締結の日から平成26年12月26日(金)まで (耐震実施設計) 契約締結の日から平成27年3月27日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。 (5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。

	<p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 開札日において市発注業務における他の同日入札案件において落札者となった者でないこと。</p> <p>(9) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(10) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(11) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5(11)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月2日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年6月11日(水)</p>

質疑応答	(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成26年6月13日(金)午後5時まで
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成26年6月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年6月20日(金)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥6,400,000円(消費税抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第48号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日	
大和高田市長 吉田誠克	
1 業務名	学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(片塩中学校)
2 業務対象場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 業務期間	(耐震補強計画) 契約締結の日から平成26年12月26日(金)まで (耐震実施設計) 契約締結の日から平成27年3月27日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 開札日において市発注業務における他の同日入札案件において落札者となった者でないこと。</p> <p>(9) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(10) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(11) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5(11)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月2日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年6月11日(水)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年6月13日(金)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年6月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年6月20日(金)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥5,120,000円(消費税抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第49号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(高田中学校)
2 業務対象場所	大和高田市大中東町地内
3 業務期間	(耐震補強計画) 契約締結の日から平成26年12月26日(金)まで (耐震実施設計) 契約締結の日から平成27年3月27日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。 (5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。 (6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。 (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。 (8) 開札日において市発注業務における他の同日入札案件において落札者となった者でないこと。 (9) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(10) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(11) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5(11)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月2日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成26年5月22日(木)から平成26年5月30日(金)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成26年6月11日(水)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年6月13日(金)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成26年6月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年6月20日(金) 午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 7 最低制限基準比較価格	¥4,960,000円(消費税抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第50号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田・当麻線基本設計に伴う測量業務委託
2 業務場所	大和高田市市場地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年8月29日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに

5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月2日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月3日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月6日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月5日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年6月6日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 26年6月11日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年6月12日(木)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,200,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第51号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月29日	
大和高田市長 吉田 誠 克	
1 業務名	春日町1丁目地内測量業務委託
2 業務場所	大和高田市春日町1丁目地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年7月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月2日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月3日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。

書(仕様書)の閲覧等	(1) 閲覧の期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月6日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。) (1) 受付期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月5日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成26年6月6日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成26年6月11日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年6月12日(木)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥560,000円(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第52号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	市場地内測量業務委託
2 業務場所	大和高田市市場地内
3 履行期間	契約締結日から平成26年7月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月2日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年6月3日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月6日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成26年5月29日(木)から平成26年6月5日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年6月6日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年6月11日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年6月12日(木)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保	<p>免除します。</p>

証金	
17 最低制限基準比較価格	¥520,000円(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第11号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年5月2日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村 博一

記

- 日時 平成26年5月8日(木) 午後2時
場所 さざんかホール 4階 会議室
議案 第1号 平成26年度大和高田スカウト運動育成会 感謝状授与について
第2号 平成26年度大和高田市青少年補導会 感謝状授与について
第3号 平成26年度「青少年の非行・被害防止強調月間」大和高田市実施要項(案)について
第4号 後援願いについて
第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第10号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年5月7日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川 勝彦

- 1 日時 平成26年5月14日(水) 午前9時
2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年5月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川 勝彦

- 1 日時 平成26年6月2日(日) 午前9時

- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 大和高田市農業委員会委員一般選挙について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成26年6月3日から平成26年6月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成26年5月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第13号

平成26年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

3分の1の数 19,000人
6分の1の数 9,500人
50分の1の数 1,140人

選挙管理委員会公告第1号

平成26年7月6日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙の立候補届出の受理等は、次の要領により行うものとする。

平成26年5月28日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1 届出に必要な書類
 - (1) 候補者届出又は推薦届
 - (2) 宣誓書
 - (3) 所属政党(政治団体)証明書(政党に所属する場合に限る。)
 - (4) 戸籍謄本又は抄本
 - (5) 候補者推薦届出承諾書(推薦届出の場合に限る。)
 - (6) 選挙人名簿登録証明書(推薦届出の場合に限る。)
- 2 届出の受付場所
選挙告示日(平成26年6月29日)
大和高田市役所 4階 合同委員会室 午前8時30分から午後5時まで
- 3 届出の受付順位

- (1) 選挙告示日の午前8時30分に立候補受付場所前に現在する届出人について「くじ」により受付順位を決定する。
- (2) 選挙告示日の午前8時30分以後受付場所に到着した届出人については、前記「くじ」により受付順位を決定した届出人の後とし、その順位は到着順とする。
- (3) 立候補届出受付の際、届出書類の不備等によりその場所で直ちに補正できないもの及び受付到来の際、受付場所前に現在しない者の受付順位は受付場所前に現在する全ての届出人の後とする(この場合の(1)及び(2)の順位は当然失効とする。)

4 届出人の受付場所への入室

届出の受付場所に入室できる者は、各候補者につき2名以内とする。

農業委員会

農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成26年5月27日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

日 時 平成26年6月6日(金)午後3時

場 所 大和高田市役所 3階 東会議室

議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

公営企業

企業管理規程第4号

大和高田市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市 吉田誠克

大和高田市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程

大和高田市水道料金等収納事務委託規程(平成14年企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市水道料金等の徴収又は収納の事務の委託に関する規程

第1条中「に係る水道料金及び大和高田市下水道事業に係る下水道使用料」を「及び大和高田市下水道事業に係る収入金」に、「の収納事務をコンビニエンスストア本部及び水道料金等収納代行サービス会社(以下「コンビニ本部等」という。)」を「の徴収又は収納事務(以下「収納事務等」という。)を私人」に改め、「ついて」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

第2条中「すべて」を「全て」に、「者に」を「私人に」に改め、「事務」の次に「等」を加える。

第3条中「事務」の次に「等」を加え、「コンビニ本部等」を「私人」に改める。

第9条中「事務」の次に「等」を加え、同条を第10条とする。

第8条中「コンビニ本部等」を「受託者」に改め、「事務」の次に「等」を加え、同条を第9条とする。

第7条中「事務」の次に「等」を加え、同条を第8条とする。

第6条第1項中「水道料金等収納代行サービス会社」を「受託者」に改め、「前2条の規定により」を削り、同条第2項中「水道料金等収納代行サービス会社」を「受託者」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「コンビニエンスストア本部」を「受託者」に、「取扱店において」を「納入義務者から」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「(コンビニエンスストア収納における取扱方法)」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(徴収又は収納できる水道料金等の種類)

第4条 管理者から収納事務等の委託を受けた私人(以下「受託者」という。)が徴収し、又は収納することのできる水道料金等は、次に掲げるものとする。

- (1) 大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)に基づく水道料金
- (2) 大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)に基づく下水道使用料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道料金等のうち、管理者が指定するもの

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

水道事業告示第3号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成26年6月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名 日之出水道工業所
代表者名 森 井 勇
所在地 奈良県香芝市五位堂6丁目227番地の4

水道事業告示第4号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成26年6月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名 日之出水道工業所
代表者名 森 井 保 幸
所在地 奈良県香芝市五位堂4丁目232番地8